

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和5年2月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和5年2月24日（金曜日）午後1時30分～午後2時43分 2 開催場所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長、河原健委員、萩谷直美委員、 椎名和良委員、寺田弘委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数6名） 教育部参事 奈幡 正 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 大場 邦宏 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （1）議案第4号 事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について（可決） （2）議案第5号 学校医の委嘱について（可決） （3）議案第6号 学校歯科医の委嘱について（可決） （4）議案第7号 学校薬剤師の委嘱について（可決） （5）議案第8号 守谷市教育委員会が保有する個人情報保護に関する要綱の制定について（可決） （6）議案第9号 守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について（可決） （7）議案第10号 守谷市立小中学校介護補助員配置要綱の制定について（可決） （8）議案第11号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について（可決） （9）議案第12号 守谷市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について（可決）

	(10) 議案第 13 号 守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則について（可決） (11) 議案第 14 号 守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する告示の改正について（可決） (12) 議案第 15 号 議案の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和 4 年度守谷市一般会計補正予算（第 8 号）及び令和 5 年度守谷市一般会計予算（教育委員会所管分））（可決） 【協議事項】 なし 【報告事項】 なし
4 今後の状況	次回は，令和 5 年 3 月 2 4 日（金曜日）午後 1 時 3 0 分から開催予定

令和5年2月教育委員会定例会 会 議 資 料

日 時 令和5年2月24日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

令和5年2月教育委員会定例会

会 議 次 第

日 時 令和5年2月24日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 4 号 事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について

議案第 5 号 学校医の委嘱について

議案第 6 号 学校歯科医の委嘱について

議案第 7 号 学校薬剤師の委嘱について

議案第 8 号 守谷市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する要綱の制定について

議案第 9 号 守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第 10 号 守谷市立小中学校介護補助員配置要綱の制定について

議案第 11 号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について

議案第 12 号 守谷市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 13 号 守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則について

議案第 14 号 守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する告示の改正について

議案第 15 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について
（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第8号）及び令和5年度守谷市一般会計予算（教育委員会所管分））

4 協議事項

なし

5 報告事項

なし

6 その他

議案第 4 号

事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について

令和 5 年 4 月 1 日に発令を予定する教育委員会事務局職員の人事に関する件について、守谷市教育委員会事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、教育長に専決させる。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 5 年 2 月 日原案 認

提案理由

教育委員会事務局職員の人事については、他部局の任命権者と関わりがあり、その決定が発令日の直前となることから、教育委員会に付議する時間がないため、教育長に専決させることについて承認を求めるものです。

議 案	頁 数
4 号	1

議案第 5 号

学校医の委嘱について

学校保健安全法 23 条（昭和 33 年法律第 56 号）第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、守谷市立小・中学校医を次のとおり委嘱する。

学 校 名	氏 名	病 院 名 等	備 考
大井沢小学校	吉田 素康	よしだ胃腸内科クリニック	再任
大野小学校	城賀本 満登	総合守谷第一病院	再任
高野小学校	榎本 啓典	えのもと小児科	再任
守谷小学校	小林 英昭	小林医院	再任
守谷小学校	永瀬 惟	永瀬内科	新規
黒内小学校	下村 滋	下村医院	再任
黒内小学校	柴田 佐和子	しばたキッズクリニック	再任
黒内小学校	小野内 健司	南守谷クリニック	再任
御所ヶ丘小学校	塩澤 史隆	カリオクリニック	再任
郷州小学校	佐藤 明子	さとう内科・脳神経外科クリニック	再任
松前台小学校	城賀本 満登	総合守谷第一病院	再任
松ヶ丘小学校	金子 英哲	もりや小児科医院	再任
松ヶ丘小学校	榎本 啓典	えのもと小児科	新規
守谷中学校	佐藤 明子	さとう内科・脳神経外科クリニック	再任
愛宕中学校	貝塚 広史	貝塚みずき野クリニック	再任
御所ヶ丘中学校	原 健	はら内科クリニック	再任
御所ヶ丘中学校	永吉 亮	守谷こどものこころとからだのクリニック	再任
けやき台中学校	小林 禎	よしみ胃腸科内科クリニック	再任

任 期 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

令和 5 年 2 月 24 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 5 年 2 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和 5 年 3 月 31 日をもって守谷市立小・中学校医の任期が満了となるため、新たに委嘱するものです。

議案第 6 号

学校歯科医の委嘱について

学校保健安全法 23 条（昭和 33 年法律第 56 号）第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、守谷市立小・中学校歯科医を次のとおり委嘱する。

学 校 名	氏 名	病 院 名 等	備 考
大井沢小学校	橋本 亜樹	あき歯科クリニック	再任
大野小学校	渡邊 大郎	渡辺歯科クリニック	再任
高野小学校	小原 俊彦	おばら歯科クリニック	再任
守谷小学校	古谷 容	古谷歯科医院	再任
守谷小学校	川村 全	川村矯正歯科	再任
黒内小学校	齋藤 健	守谷タウン歯科	新規
黒内小学校	盛 晋作	守谷駅前りんご歯科	再任
黒内小学校	小俣 佑香	ひかり歯科	再任
御所ヶ丘小学校	橋本 秀明	橋本歯科医院	再任
郷州小学校	中里 憲文	みずき野歯科医院	再任
松前台小学校	鯨井 秀規	鯨井歯科	再任
松ヶ丘小学校	松藤 雄二	南守谷ファミリー歯科	再任
松ヶ丘小学校	連石 宏一郎	つれいし歯科クリニック	再任
守谷中学校	京嶋 俊幸	京嶋歯科	再任
愛宕中学校	阿部 吉晴	あべ歯科クリニック	再任
御所ヶ丘中学校	長田 慶太	風と星デンタルクリニック守谷	新規
御所ヶ丘中学校	山崎 貴也	たかや歯科クリニック	再任
けやき台中学校	河合 弘行	河合歯科	再任

任 期 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

令和 5 年 2 月 24 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 5 年 2 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和 5 年 3 月 31 日をもって守谷市立小・中学校歯科医の任期が満了となるため、新たに委嘱するものです。

議案第 7 号

学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法 23 条（昭和 33 年法律第 56 号）第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、守谷市立小・中学校学校薬剤師を次のとおり委嘱する。

学 校 名	氏 名	病 院 名 等	備 考
大井沢小学校	倉持 将己	守谷調剤薬局	新規
大野小学校	塚本 めぐみ	長生堂薬局	再任
高野小学校	溝口 綾子	守谷慶友病院	再任
守谷小学校	田中 加奈	守谷薬局	再任
黒内小学校	田中 加奈	守谷薬局	再任
御所ヶ丘小学校	塚本 雅章	長生堂薬局	再任
郷州小学校	田中 暢	守谷薬局	再任
松前台小学校	宇佐美 敬	薬師台調剤薬局	再任
松ヶ丘小学校	宮部 由美	くすりの健康堂薬局	再任
守谷中学校	宇佐見 敬	薬師台調剤薬局	再任
愛宕中学校	田中 暢	守谷薬局	再任
御所ヶ丘中学校	塚本 雅章	長生堂薬局	再任
けやき台中学校	間宮 絢美	ひかり薬局 守谷ゆりがおか店	再任

任 期 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

令和 5 年 2 月 24 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 5 年 2 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和 5 年 3 月 31 日をもって守谷市立小・中学校薬剤師の任期が満了となるため、新たに委嘱するものです。

議案第 8 号

守谷市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する要綱の制定について

守谷市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する要綱を別紙のとおり
制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 5 年 2 月 日原案 決

提案理由

本案は、個人情報保護法の改正に伴い、市の個人情報保護条例及び同規則の名称等が変更になることから、これらを引用している、教育委員会が所管する「守谷市教育委員会の管理する個人情報の保護に関する要綱」を廃止し、同内容の要綱を制定するものです。

議案	頁数
8号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する要綱を次のように定める。

令和 5 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

守谷市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する要綱

守谷市教育委員会が保有する個人情報に係る守谷市個人情報保護法施行条例（令和 年守谷市条例第 号）の施行については、守谷市個人情報保護法施行細則（令和 年守谷市規則第 号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定（同法第 5 1 条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（守谷市教育委員会の管理する個人情報の保護に関する要綱の廃止）

- 2 守谷市教育委員会の管理する個人情報の保護に関する要綱（平成 1 4 年守谷市教育委員会告示第 8 号）は、廃止する。

議案第 9 号

守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について

守谷市立学校管理規則（平成18年守谷市教育委員会規則第5号）の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 5 年 2 月 日原案 決

提案理由

本案は、各学校の教育課程準備期間について、年度ごとの曜日変動による影響を受けずに毎年度5日間確保するため、守谷市学校管理規則の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
9 号	1

守谷市学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則

守谷市立学校管理規則（平成18年守谷市教育委員会規則第5号）の一部を
次のように改正する。

第3条第1項第3号中「5日」を「7日」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

議案	頁数
9号	2

守谷市立学校管理規則新旧対照表

改正	現行	改正理由
(休業日) 第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。 (1) 及び (2) (略) (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで (4) から (7) まで (略) 2から4まで (略)	(休業日) 第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。 (1) 及び (2) (略) (3) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで (4) から (7) まで (略) 2から4まで (略)	年度ごとの曜日変更による影響を受けず、各学校の教育課程の実施準備期間として5日間を確保するため。

議案第10号

守谷市立小中学校介護補助員配置要綱の制定について

守谷市立小中学校介護補助員配置要綱を別紙のとおり制定する。

令和5年2月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和5年2月 日原案 決

提案理由

本案は、市内小中学校に在籍する、教育上特別の支援を必要とする児童生徒が、学校において円滑な生活を送ることができるよう、日常生活等の介助を行う介護補助員を配置することについて、必要な事項を定める要綱を制定するものです。

議案	頁数
10号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市立小中学校介護補助員配置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

守谷市立小中学校介護補助員配置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、守谷市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に在籍する、心身に障がいのある児童生徒（以下「支援対象児」という。）が、小中学校において円滑な生活を送ることができるよう、日常生活及び学習活動の介助等を行う職員（以下「介護補助員」という。）を配置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌業務)

第2条 介護補助員は、配置される小中学校の学校長の命を受け、支援対象児が学校生活を送る上で必要となる次の各号の職務に従事するものとする。

- (1) 支援対象児の日常生活の介助
- (2) 支援対象児の移動における介助
- (3) 支援対象児の安全確保のための介助
- (4) 支援対象児の学習活動及び行事の介助
- (5) その他学校長が特に必要と認めるもの

(任用及び身分)

第3条 介護補助員は、支援対象児の介助業務を理解し、積極的に取り組む意欲のある者の中から、守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任用する。

2 介護補助員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(報酬等)

第4条 介護補助員の報酬、手当及び費用弁償については、守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年守谷市条例第20号）に定めるところによる。

(配置)

第5条 介護補助員の配置は、支援対象児の在籍する又は就学が予定されている学校長からの要請に基づき、守谷市教育支援委員会及び教育委員会による調査結果並びに学校の状況及び支援対象児の状態等を勘案して、教育委員会が決定する。

- 2 介護補助員の配置を希望する学校長は、守谷市小中学校介護補助員配置申出書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。
- 3 学校長は、介護補助員の配置に当たり、配置の目的を達成するために支援対象児の保護者から介護補助員の配置についての同意を得るほか、介助のあり方について保護者と相談する等綿密な連携を図るものとする。

（配置期間等）

第6条 介護補助員を配置する期間は、毎年度、学校長からの申請を受けて教育委員会が決定する。

- 2 介護補助員の勤務日及び時間は、介助の必要に応じて学校長が定める。ただし、勤務時間にあつては、学校内の教育課程に位置付けられた活動の時間及び学校長が必要と認めた時間内とする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

守谷市立

学校長 氏名

守谷市小中学校介護補助員配置申出書

守谷市立小中学校介護補助員配置要綱の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 配置希望期間

2 配置希望人数

3 対象となる児童生徒の状況

学年	組	氏名（性別）	配置を希望する理由（障がいの状況・必要と認められる介助内容など）

（注）就学予定児童生徒が対象となる場合、組の記載は不要

5 添付書類

- （1）現在配置されている介護補助員の介助状況（担当人数等）が分かる資料
- （2）その他参考資料

議案第 11 号

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱（平成 19 年守谷市教育委員会告示第 5 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 5 年 2 月 日原案 決

提案理由

本案は、中学校に在籍する生徒が加入する部活動に要する費用を就学援助費の費目に追加し、また、準要保護認定要件である世帯所得の制限額を引き上げるため、要綱の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
11号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

第3条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

（8）部活動費（中学校において、加入した部活動に要する費用として保護者が一律に負担する経費）

別表第2項第1号中「1. 2」を「1. 3」に改める。

別表中「2 上記1以外の者で、次の各号のいずれかに該当する者で、市税の滞納が無い者」を「2 上記1以外の者であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市税を滞納していない者」に、「1. 2」を「1. 3」に改める。

様式第3号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する

第 号
年 月 日

保護者

様

守谷市教育委員会

守谷市就学援助費認定通知書

先に申請のありました児童・生徒 に関する就学援助につきましては、要保護・
準要保護児童・生徒として認定しますので通知いたします。

なお、 年度就学援助費は次のとおり支給する予定でありますので、あわせて通知いたします。
(給与品目及び支給額) (単位:円)

	学用品費等					修学 旅行費	入学準備 金 ・ 新入学 児童生徒 学用品	部活 動費	卒業 アル バム 代等	オン ライ ン学 習通 信費	医療費	学校 給食費	備 考
	学用 品費	通学 用品 費	通学 費	校外活 動費 (宿泊:無)	校外活 動費 (宿泊: 有)								
小 1 年				(限度額)							学 校 病 の み	(予定額) (実費)	
小2～ 4 年				(限度額)									
小 5 年				(限度額)	(限度 額)								
小 6 年				(限度額)		(概ね) 実費			(限度 額)				
中 1 年				(限度額)	(限度 額)			(限度額)			・ 中 ・ ち く の う 症 炎	(予定額) (実費)	
中 2 年				(限度額)	(限度 額)			(限度額)					
中 3 年				(限度額)		(概ね) 実費		(限度額)	(限度 額)				

* 上記の支給額は、あくまでも予定額であり、実際の支給額とは若干異なる場合があります。

(例: 校外活動や修学旅行を実施しなかった、あるいは不参加の場合など)

* 修学旅行費の支給対象には、寸志・お土産代等は含まれません。

* 要保護者(生活保護者)への支給は修学旅行費、卒業アルバム代等、医療費のみです。

その他は、福祉事務所から支給されます。

* 通学費については、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費です。(片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上の者について、その者が通学に利用する交通機関の旅客運賃及び市町村がその者の通学の用に供するため公営又は民営のバス会社等との間に締結する運行委託料です。)

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱新旧対照表

改 正	現 行
(援助費の費目) 第3条 交付する援助費の費目は次に掲げるとおりとする。ただし、要保護者が生活保護法第13条に規定する教育扶助として支給を受けているものを除く。 (1) から (7) まで (略) (8) 部活動費 (生徒が加入する部活動に要する費用として保護者が一律に負担する経費) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略)	(援助費の費目) 第3条 交付する援助費の費目は次に掲げるとおりとする。ただし、要保護者が生活保護法第13条に規定する教育扶助として支給を受けているものを除く。 (1) から (7) まで (略) (新設) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略)
別表 (第2条関係) 準要保護認定要件 1 (略) 2 上記1以外の者であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市税を滞納していない者 (1) 世帯の所得額が、生活保護法第8条の規定に準じて次の算式により算定した額未満の所得であるもの (生活扶助〔Ⅰ類＋Ⅱ類〕＋期末一時扶助＋教育扶助＋住宅扶助)×1.3	別表 (第2条関係) 準要保護認定要件 1 (略) 2 上記の1以外の者で、次の各号のいずれに該当する者で、市税の滞納が無い者 (1) 世帯の所得額が、生活保護法第8条の規定に準じて次の算式により算定した額未満の所得であるもの (生活扶助〔Ⅰ類＋Ⅱ類〕＋期末一時扶助＋教育扶助＋住宅扶助)×1.2

近隣自治体における準要保護認定要件に係る世帯所得限度額の比較について

参考資料

1. 次の世帯構成をモデルケース①として比較を行う。
40代夫婦、中学2年生、小学4年生の4人世帯
貸家住い

表1.守谷市の係数別世帯所得限度額について（モデルケース①の場合）

自治体名称	級地	係数	所得限度額	算定方法
守谷市	3級地 1	1.2	3,075,000 円	(生活扶助〔Ⅰ類＋Ⅱ類〕＋期末一時扶助＋教育扶助＋住宅扶助)
		1.3	3,332,000 円	
		1.35	3,460,000 円	
		1.4	3,588,000 円	
		1.5	3,844,000 円	
	現在の係数（所得限度額）			改正後の係数（所得限度額）

表2.近隣市町村との比較（モデルケース①の場合）

自治体名称	級地	係数	所得限度額	算定方法
土浦市	2級地1	—	3,060,000 円	土浦市では、生活扶助費の計算を使用していない。 母子扶養手当の限度額等を参考にしている。 母子扶養手当一部支給の所得制限の限度額で算定。
つくば市	3級地 1	1.5	3,256,305 円	(生活扶助〔Ⅰ類＋Ⅱ類〕＋教育扶助＋期末一時扶助＋住宅扶助)
取手市	2級地 1	1.3	3,294,318 円	((生活扶助(Ⅰ類＋Ⅱ類))+教育扶助＋住宅扶助＋母子加算＋冬季加算 ＋期末一時扶助＋老齢加算)
守谷市(改正後)	3級地 1	1.3	3,332,000 円	(生活扶助〔Ⅰ類＋Ⅱ類〕＋期末一時扶助＋教育扶助＋住宅扶助)
つくばみらい市	3級地 2	1.3	3,637,348 円	(生活扶助〔Ⅰ類＋Ⅱ類〕＋期末一時扶助＋教育扶助＋住宅扶助)
龍ヶ崎市	3級地1	1.3	3,732,201 円	{(生活扶助＋住宅扶助＋教育扶助)×7＋(生活扶助＋住宅扶助＋教育扶助 ＋冬季加算)×4＋(生活扶助＋住宅扶助＋教育扶助＋冬季加算＋期末一時扶助)×1}
守谷市と同じ3級地1の市町村				

※常総市は、モデルケース①での算定ができないことから、比較表から除く。

2. 次の世帯構成をモデルケース②として、常総市との比較を行う。
30代夫婦、中学2年生、小学4年生の4人世帯
貸家住い

表3.常総市との比較（モデルケース②の場合）

自治体名称	級地	係数	所得限度額	算定方法
常総市	3級地 2	1.5	3,667,900 円	(生活扶助〔Ⅰ類＋Ⅱ類＋経過的加算〕＋教育扶助＋住宅扶助)
守谷市	3級地 1	1.2	3,093,148 円	(生活扶助〔Ⅰ類＋Ⅱ類〕＋期末一時扶助＋教育扶助＋住宅扶助)
		1.3	3,350,915 円	
		1.4	3,608,672 円	
		1.5	3,866,430 円	

議案第 12 号

守谷市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について

守谷市立学校体育施設開放条例施行規則(平成 19 年教育委員会規則第 2 号)
の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 5 年 2 月 日原案 決

提案理由

本案は、公共施設予約システムを活用した手続きの推進に伴う様式の変更のため、守谷市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
12 号	1

守谷市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則
守谷市立学校体育施設開放条例施行規則（平成19年守谷市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「兼免除申請書」及び「（免除）」を削り、「いう。）を」の次に「委員会に」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、別に指定するシステムにより申請を行うときは、当該システムによる申請をもって使用申請書の提出があつたものとみなす。

第7条第1号中「条例第11条の規定により、使用団体の登録が必要な団体の受付期間は、」を削り、同条第2号中「条例第11条の規定により、使用団体の登録を要しない団体の受付期間は、」を削る。

第8条中「兼免除承認書」を削る。

第12条に次の1項を加える。

2 使用料の支払における手数料は、使用団体の負担とする。

第13条第2項中「使用（免除）申請書の所定欄にその理由を記入して教育長の承認を受けなければならない」を「学校体育施設使用料免除申請書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 教育長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、適否を決定し、学校体育施設使用料免除決定通知書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

第14条第1項第1号後段を削り、同項第2号後段を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号後段を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）使用予定日の15日前までに、使用の取消しを申し出たとき。

第14条第2項中「様式第5号」を「様式第7号。以下「返還申請書」という。」に、「に、既に交付済みの許可書を添えて提出し、教育長の承認を受けなければならない」を「を、委員会に提出しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別に指定するシステムにより申請を行うときは、当該システムによる申請をもって返還申請書の提出があったものとみなす。

第14条第3項中「前項に規定する」を「教育長は、前項に規定する」に、「様式第6号」を「様式第8号」に、「該当」を「当該」に改め、同条に次の1項を加える。

4 使用団体は、第12条第2項の規定により負担した手数料は請求することができない。

様式第3号から様式第6号を次のように改める。

学校体育施設使用申請書

申 請 番 号			年	月	日
様					
申 請 者 住 所					
氏名又は団体の名称					
代 表 者 氏 名					
電 話					
F A X					
使用責任者 住 所					
氏 名					
電 話					
F A X					
学校体育施設の使用を、次のとおり申請します。					
催 事 区 分					
催 事 詳 細					
使 用 内 容					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	使 用 目 的		基 本 料
			営利/非営利	使用予定人数	
対 象 者				基本料合計	
入場料 (最高額)				加 算 額	
公 益 / 収 益				減 額	
				使 用 料	

学校体育施設使用許可書

申請番号				年 月 日	
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電 話					
F A X					
使用責任者住所					
氏 名					
電 話					
F A X					
守谷市教育委員会 教育長					
学校体育施設の使用を、次のとおり許可します。					
催事区分					
催事詳細					
使用内容					
使用年月日	使用時間	使用部屋	使用目的		基本料
			営利/非営利	使用予定人数	
対象者				基本料合計	
入場料(最高額)				加算額	
公益/収益				減額	
				使用料	

領収済日付印

学校体育施設使用料免除申請書

申請番号						年	月	日
様								
申請者住所								
氏名又は団体の名称								
代表者氏名								
電 話								
使用責任者住所								
氏 名								
電 話								
公民館の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。								
使用年月日	使用時間	使用部屋	減免理由	基本料	減免額 (減免率)			
申請理由			基本料合計					
			減免額合計					
			減 額					
			加 算 額					
			使 用 料					

学校体育施設使用料免除決定通知書

申 請 番 号			年	月	日
申 請 者 住 所 氏名又は団体の名称 代 表 者 氏 名 電 話 使用責任者 住 所 氏 名 電 話 守谷市教育委員会 教育長					
学校体育施設の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	減 免 理 由	基 本 料	減 免 額 (減 免 率)
申請理由			基 本 料 合 計		
			減 免 額 合 計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

様式第6号の次に次の2様式を加える。

議案	頁数
12号	8

学校体育施設使用料返還申請書

申 請 番 号		年 月 日
様 申 請 者 住 所 氏名又は団体の名称 代 表 者 氏 名 電 話 使用責任者 住 所 氏 名 電 話 学校体育施設の使用料の還付を申請します。		
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋
返還申請理由		
使 用 許 可 年 月 日		返 還 申 請 額

学校体育施設使用料返還決定通知書

申請番号					年 月 日
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電 話					
使用責任者住所					
氏 名					
電 話					
守谷市教育委員会 教育長					
学校体育施設の使用料の還付を次のとおり承認します。					
使用年月日	使用時間	使用部屋	返還理由	使用料	
返還申請理由					
使用許可年月日			返還申請額		
返 還 額					
充 当 額					
返 金 額					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校体育施設開放条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

守谷市立学校体育施設開放条例施行規則新旧対照表

改正	現行	改正理由
(使用申請) 第7条 条例第9条第1項の規定により使用の申請をしようとする団体は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める受付期間内に学校体育施設使用申請書（様式第3号。以下「使用申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。ただし、別に指定するシステムにより申請を行うときは、当該システムによる申請をもって使用申請書の提出があつたものとみなす。 (1) 定期的使用 から9月の定期的使用において、前年度の12月から1月までの間、10月から3月の定期的使用においては、当該年度の6月から7月までの間の別に委	(使用申請) 第7条 条例第9条第1項の規定により使用の申請をしようとする団体は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める受付期間内に学校体育施設使用申請書兼免除申請書（様式第3号。以下「使用（免除）申請書」という。）を提出しなければならない。 (1) 定期的使用 条例第11条の規定により、使用団体の登録が必要な団体の受付期間は、4月から9月の定期的使用においては、前年度の12月から1月までの間、10月から3月の定期的使用においては、当該年度の6月から7月までの間の別に委	WEB予約システムでの申請者に対し、申請書の提出の取り扱いを定めるたし書を追加するもの。

員会が定めた期間とし、市の広報紙及びウェブサイトで公表するものとする。ただし、委員会が特に認める場合は、上記期間の限りではない。 (2) 一時的使用 使用を希望する日の2箇月前から5日前までの期間とする。 (使用の許可等) 第8条 開放施設の使用の許可は、教育長が、学校体育施設使用許可書(様式第4号。以下「許可書」という。)を当該団体に交付する。 (使用料の納付) 第12条 (略) 2 使用料の支払における手数料は、使用団体の負担とする。 (使用料の免除) 第13条 (略) 2 使用料の免除を受けようとする団体は、学校体育施設使用料免除	員会が定めた期間とし、市の広報紙及びウェブサイトで公表するものとする。ただし、委員会が特に認める場合は、上記期間の限りではない。 (2) 一時的使用 条例第11条の規定により、使用団体の登録を要しない団体の受付期間は、使用を希望する日の2箇月前から5日前までの期間とする。 (使用の許可等) 第8条 開放施設の使用の許可は、教育長が、学校体育施設使用許可書兼免除承認書(様式第4号。以下「許可書」という。)を当該団体に交付する。 (使用料の納付) 第12条 (略) (新設) (使用料の免除) 第13条 (略) 2 使用料の免除を受けようとする団体は、使用(免除)申請書の所	使用料及び支払手数料の徴収について定めるもの。
--	---	--------------------------------

申請書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。 3 教育長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適否を決定し、学校体育施設使用料免除決定通知書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。	定欄にその理由を記入して教育長の承認を受けなければならない。 (新設)	決定通知書の発行の取り扱いを定めるもの。
(使用料の返還) 第14条 条例第13条ただし書の規定による使用料の返還は、次に掲げるところによる。 (1) 使用責任者の責によらない理由で使用できないとき。 (2) 学校、委員会又は守谷市の都合により使用を取消したとき。	(使用料の返還) 第14条 条例第13条ただし書の規定による使用料の返還は、次に掲げるところによる。 (1) 使用責任者の責によらない理由で使用できないとき。 (2) 学校、委員会又は守谷市の都合により使用を取消したとき。 全額 (新設)	キャンセル規定を追加するもの。
(3) 使用予定日の15日前までに、使用の取消しを申し出たとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長がやむをえないと認めるとき。 2 使用料の返還を受けようとする	(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長がやむをえないと認めるとき。 全額 2 使用料の返還を受けようとする	

団体は、学校体育施設使用料返還申請書（様式第7号。以下「返還申請書」という。）を、委員会に提出しなければならない 。ただし、別に指定するシステムにより申請を行うときは、当該システムによる申請をもって返還申請書の提出があったものとみなす。 3 教育長は、前項に規定する申請を受けたときは、第1項各号に掲げる基準によりその適否を決定し、学校体育施設使用料返還決定通知書（様式第8号）を当該申請者に交付しなければならない。 4 使用団体は、第12条第2項の規定により負担した手数料は請求することができない。 様式第3号（第7条関係） 別紙1 様式第4号（第8条関係） 別紙3 様式第5号（第13条関係） 別紙5	団体は、学校体育施設使用料返還申請書（様式第5号）に、既に交付済みの許可書を添えて提出し、教育長の承認を受けなければならない。 い。 3 前項に規定する申請を受けたときは、第1項各号に掲げる基準によりその適否を決定し、学校体育施設使用料返還決定通知書（様式第6号）を該申請者に交付しなければならない。 （新設） 様式第3号（第7条関係） 別紙2 様式第4号（第8条関係） 別紙4 様式第5号（第14条関係） 別紙6	WEB予約システムでの申請者に対し、申請書の提出の取り扱いを定めるただし書の追加。 使用料を納入した際に生じる手数料の返還に関して定めるもの。
---	--	---

様式第6号 (第13条関係) 別紙7	様式第6号 (第14条関係) 別紙8 (新設)	
様式第7号 (第14条関係) 別紙9	様式第8号 (第14条関係) 別紙10	

様式第3号(第7条関係)

学校体育施設使用申請書

申請番号				年 月 日	
様					
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電 話					
F A X					
使用責任者住所					
氏 名					
電 話					
F A X					
学校体育施設の使用を、次のとおり申請します。					
催 事 区 分					
催 事 詳 細					
使 用 内 容					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	使 用 目 的		基 本 料
			営利/非営利	使用予定人数	
対 象 者			基本料合計		
入場料 (最高額)			加 算 額		
公 益 / 収 益			減 額		
			使 用 料		

様式第3号(第7条関係)

学校体育施設使用申請書兼免除申請書

年 月 日

団 体 名	
登 録 番 号	
代 表 者 名	
住 所	
電 話 番 号	

守谷市教育委員会 あて

次のとおり守谷市立学校体育施設の

☐使用

☐使用料の免除

 を申請します。

使用する学校			
使用施設	体育館 ・ 格技場 ・ 卓球場 ・ グラウンド		
定期的使用	年 月 日～ 年 月 日 曜日(毎1.2.3.4.5) 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		
一時的使用	年 月 日()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分まで	
	年 月 日()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分まで	
	年 月 日()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分まで	
種目・活動内容			
使用目的			
使用人員			
使用日当日の使用責任者			
使用料の免除 (有料施設のみ)	施設使用料を 免除する ・ 免除しない		
使用料金	体 育 館	時間×150円× 回	
	格技場・卓球場	時間× 50円× 回	
領 収 書(控)		領収済日付印	
一金 円也 ただし、学校体育施設使用料として			

太枠内は記入しないでください。

様式第4号(第8条関係)

学校体育施設使用許可書

申請番号				年 月 日	
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電 話					
F A X					
使用責任者住所					
氏 名					
電 話					
F A X					
守谷市教育委員会 教育長					
学校体育施設の使用を、次のとおり許可します。					
催 事 区 分					
催 事 詳 細					
使 用 内 容					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	使 用 目 的		基 本 料
			営利/非営利	使用予定人数	
対 象 者			基本料合計		
入場料(最高額)			加 算 額		
公 益 / 収 益			減 額		
			使 用 料		

領収済日付印

様式第4号(第8条関係)

学校体育施設使用許可書兼免除承認書

年 月 日

団 体 名	
登 録 番 号	
代 表 者 名	
住 所	
電 話 番 号	

次のとおり守谷市立学校体育施設の

☐使用を許可します。
☐使用料の免除を承認します。

守谷市教育委員会
教育長 印

使用する学校			
使用施設	体育館 ・ 格技場 ・ 卓球場 ・ グラウンド		
定期的使用	年 月 日～ 年 月 日 曜日(毎1.2.3.4.5) 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		
一時的使用	年 月 日()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分まで	
	年 月 日()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分まで	
	年 月 日()	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分まで	
種目・活動内容			
使用目的			
使用人員			
使用日当日の使用責任者			
使用料の免除 (有料施設のみ)	施設使用料を 免除する ・ 免除しない		
使用料金	体 育 館	時間×150円× 回	
	格技場・卓球場	時間× 50円× 回	
領 収 書			領収済日付印
一金 円也 ただし、学校体育施設使用料として ※本領収書を許可書と切り離した場合、使用料の返還はできません。			

太枠内は記入しないでください。

様式第 5 号(第 13 条関係)

学校体育施設使用料免除申請書

申 請 番 号			年	月	日
様 申 請 者 住 所 氏名又は団体の名称 代 表 者 氏 名 電 話 使用責任者 住 所 氏 名 電 話					
公民館の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	減 免 理 由	基 本 料	減 免 額 (減 免 率)
申請理由			基 本 料 合 計		
			減 免 額 合 計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

様式第5号(第14条関係)

年 月 日

学校体育施設使用料返還申請書

団 体 名	
登 録 番 号	
代 表 者 名	
住 所	
電 話 番 号	

守谷市教育委員会 あて

次のとおり守谷市立学校体育施設使用料の返還を申請します。

使 用 学 校 名						
使 用 施 設						
返 還 対 象 日	時 間					
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時 分まで
返 還 理 由						
返 還 金 額	体 育 館	時間×150円× 回				
	格 技 場 ・ 卓 球 場	時間× 50円× 回				
返 還 申 請 額	円					

太枠内は記入しないでください。

様式第 6 号(第 13 条関係)

学校体育施設使用料免除決定通知書

申 請 番 号			年	月	日
申 請 者 住 所 氏名又は団体の名称 代 表 者 氏 名 電 話 使用責任者 住 所 氏 名 電 話 守谷市教育委員会 教育長					
学校体育施設の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	減 免 理 由	基 本 料	減 免 額 (減 免 率)
申請理由			基 本 料 合 計		
			減 免 額 合 計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

様式第6号(第14条関係)

年 月 日

学校体育施設使用料返還決定通知書

団 体 名	
登 録 番 号	
代 表 者 名	
住 所	
電 話 番 号	

次のとおり守谷市立学校体育施設使用料の返還を決定します。

守谷市教育委員会
教育長

印

使 用 学 校 名					
使 用 施 設					
返 還 対 象 日	時 間				
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～午前・午後	時 分まで
年 月 日 ()	午前・午後	時	分	～午前・午後	時 分まで
返 還 理 由					
返 還 金 額	体 育 館	時間×150円× 回			
	格 技 場 ・ 卓 球 場	時間× 50円× 回			
返 還 決 定 額	円				

※太枠内は記入しないでください。

様式第 7 号 (第 1 4 条関係)

学校体育施設使用料返還申請書

申 請 番 号					年 月 日					
様										
申 請 者 住 所										
氏名又は団体の名称										
代 表 者 氏 名										
電 話										
使用責任者 住 所										
氏 名										
電 話										
学校体育施設の使用料の還付を申請します。										
使 用 年 月 日		使 用 時 間		使 用 部 屋		申 請 理 由		使 用 料		
返還申請理由										
使 用 許 可 年 月 日							返 還 申 請 額			

議案第 13 号

守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則について

守谷市立公民館管理規則(平成4年守谷町教育委員会規則第1号)の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 5 年 2 月 日原案 決

提案理由

本案は、公共施設予約システムを活用した手続きの推進に伴う様式の変更のため、守谷市立公民館管理規則の一部を改正するものです。

議案	頁数
13号	1

守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則

守谷市立公民館管理規則（平成24年守谷市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、別に指定するシステムにより申請を行うときは、当該システムによる申請をもって申請書の提出があったものとみなす。

第2条第1項各号を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の申請は、使用予定日から起算して2箇月前から使用予定日の3日前まで受け付けるものとする。ただし、教育長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、中央公民館ホール、郷州公民館集会室、高野公民館多目的ホール又は北守谷公民館多目的ホールを使用しようとする者は、使用予定日の属する年度の前年度の1月又は当該使用予定日の6箇月前から次の各号に掲げる日まで、申請書を教育長に提出することができる。

（1）中央公民館ホール 1箇月前

（2）郷州公民館集会室、高野公民館多目的ホール又は北守谷公民館多目的ホール 3日前

第2条第4項中「者は」の次に「、教育長の指定する期間に、委員会に申請書に代えて」を加え、「得ることによって、第1項の申請書の提出を省略することができる」を「得なければならない」に改め、同条第5項中「第2項」を「第3項」に、「第1項中」を「第2項中」に改める。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（使用許可及び使用料）

第3条 教育長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、使用料の納入を確認した上で守谷市立公民館使用許可書兼領収書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 使用料の支払における手数料は申請者の負担とする。

第11条を第13条とする。

議案	頁数
13号	2

第10条中「第4条」を「第3条」に改め、「第5条」の次に「から第7条」を加え、「指定管理者」と、第7条を「指定管理者」と、第2条及び第6条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条に改め、同条を第12条とし、第7条から第9条までを2条ずつ繰り下げ、第6条を第8条とし、同条の前に次の2条を加える。

(使用日等の変更又は取消し)

第6条 公民館の使用許可を受けた者は、当該許可に係る使用日等を変更又は取消しようとするときは、委員会に申出て、教育長の許可を得なければならない。

2 前項の申出の受付期間は、第2条第2項の規定を準用する。

(使用料の返還)

第7条 条例第11条第3項ただし書の規定により、使用料の返還を求める者は、守谷市立公民館使用料返還申請書(様式第5号。以下「返還申請書」という。)を教育長に提出しなければならない。ただし、別に指定するシステムにより返還申請を行うときは、当該システムによる申請をもって返還申請書の提出があったものとみなす。

2 教育長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、返還することが適当と認められるときは、守谷市立公民館使用料返還決定通知書(様式第6号)により、当該返還申請者に通知するものとする。ただし、教育長が当該通知書の通知が不要と認めたときは、通知書の交付を省略することができる。

3 申請者は、第3条第2項の規定により負担した手数料は、請求することができない。

様式第1号から第6号を次のように改める。

守谷市立公民館使用許可申請書

申 請 番 号		年 月 日		
様 申 請 者 住 所 氏名又は団体の名称 代 表 者 氏 名 電 話 F A X 使用責任者 住 所 氏 名 電 話 F A X 公民館の使用を、次のとおり申請します。				
催 事 区 分				
催 事 詳 細				
使 用 内 容				
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	使 用 目 的 営利/非営利 使用予定人数	基 本 料
対 象 者				基本料合計
入場料 (最高額)				加 算 額
公 益 / 収 益				減 額
				使 用 料

守谷市立公民館使用許可書兼領収書

申請番号					年	月	日
申請者住所							
氏名又は団体の名称							
代表者氏名							
電 話							
F A X							
使用責任者住所							
氏 名							
電 話							
F A X							
印							
公民館の使用を、次のとおり許可します。							
催 事 区 分							
催 事 詳 細							
使 用 内 容							
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	使 用 目 的		基 本 料		
			営利/非営利	使用予定人数			
対 象 者					基本料合計		
入場料 (最高額)					加 算 額		
公 益 / 収 益					減 額		
					使 用 料		

領収済日付印

守谷市立公民館使用料免除申請書

申 請 番 号			年	月	日
様 申 請 者 住 所					
氏名又は団体の名称					
代 表 者 氏 名					
電 話					
使用責任者 住 所					
氏 名					
電 話					
公民館の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	減 免 理 由	基 本 料	減 免 額 (減 免 率)
申請理由			基 本 料 合 計		
			減 免 額 合 計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

守谷市立公民館使用料免除決定通知書

申 請 番 号		年 月 日			
申 請 者 住 所					
氏名又は団体の名称					
代 表 者 氏 名					
電 話					
使用責任者	住 所				
氏 名					
電 話					
印					
公民館の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	減 免 理 由	基 本 料	減 免 額 (減 免 率)
申請理由			基 本 料 合 計		
			減 免 額 合 計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

守谷市立公民館使用料返還申請書

申請番号		年 月 日		
様				
申請者住所				
氏名又は団体の名称				
代表者氏名				
電 話				
使用責任者住所				
氏 名				
電 話				
公民館の使用料の還付を申請します。				
使用年月日	使用時間	使用部屋	申請理由	使用料
返還申請理由				
使用許可年月日		返還申請額		

守谷市立公民館使用料返還決定通知書

申請番号		年 月 日		
申請者住所				
氏名又は団体の名称				
代表者氏名				
電 話				
使用責任者	住	所		
氏 名				
電 話				
印				
公民館の使用料の還付を次のとおり承認します。				
使用年月日	使用時間	使用部屋	返還理由	使用料
返還申請理由				
使用許可年月日		返還申請額		
返 還 額				
充 当 額				
返 金 額				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の守谷市立公民館管理規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

守谷市立公民館管理規則新旧対照表

改正	現行	変更理由
(使用の申請) 第2条 公民館を使用しようとする者は 守谷市立公民館使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育長に提出しなければならない。ただし、別に指定するシステムにより申請を行うときは、当該システムによる申請をもって申請書の提出があったものとみなす。 (削除) (削除)	(使用の申請) 第2条 公民館を使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に、守谷市立公民館使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育長に提出しなければならない。 — (1) 午前9時から午後5時までの間に使用する場合 使用予定日から起算して2箇月前から当日まで。 (2) 午前8時から午前9時までの間又は午後5時から午後9時までの間に使用する場合 使用予定日から起算して2箇月前から2日前の日（使用予定日の2日前の日が条例第6条に規定する	WEB予約システムの導入に伴い、一日中予約が可能になったことにより、使用時間の区分に応じて予約ができる時間を分ける必要がなくなつたため、第1号及び第2号を削除するもの。 WEB予約システムでの申請者に対し、申請書の提出の取り扱いを定めるただし書を追加するもの。

2 前項の申請は、使用予定日から起算して2箇月前から使用予定日の3日前まで受け付けるものとす。ただし、教育長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、中央公民館ホール、郷州公民館集会室、高野公民館多目的ホール又は北守谷公民館多目的ホールを使用しようとする者は、使用予定日の属

休館日の場合は、当該日の直前の日。以下同じ。)まで。

2 前項の規定にかかわらず、中央公民館ホール、郷州公民館集会室、高野公民館多目的ホール又は北守谷公民館多目的ホールを使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に、申請書を教育長に提出することができる。

(1) 午前9時から午後5時までの間に使用する場合 使用予定日の属する年度の前年度の1月又は当該予定日の6箇月前から当日まで。

(2) 午前8時から午前9時までの間又は午後5時から午後9時までの間に使用する場合 使用予定日の属する年度の前年度の1月又は当該予定日の6箇月前から2日前の日まで。

3 教育長は、前2項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、公民館を使用させることが適当であると認めるときは、守谷市立公民館使用許可書(様式第

第1項第1号及び第2号を削除したことに伴い、予約期間を明記するもの。なお、WEB予約システムの導入に伴い、一日中予約が可能になったことにより、使用時間の区分に応じて予約ができる時間を分ける必要がなくなつたため、従前の第1号及び第2号を削除した。

従前の第3項を新設した第3条で規定し、ホール使用時に技術者との事前の打ち合わせが必要である中央公民館ホールと、他公民館のホール及び多目的ホールの予約可能期間を分けるもの。

する年度の前年度の1月又は当該
使用予定日の6箇月前から次の各
号に掲げる日まで、申請書を教育
長に提出することができる。

- (1) 中央公民館ホール 1 箇月前
- (2) 郷州公民館集會室、高野公民
館多目的ホール又は北守谷公民
館多目的ホール 3 日前

4 市内の団体（その団体を構成す
る者のうち、守谷市に在住する者
の割合が7割以上を占める団体を
いう。）その他教育長が適当と認
める者であつて、公民館を定期的
に使用しようとする者は、教育長
の指定する期間に、委員会に申請
書に代えて、定期使用計画書等を
提出し、教育長の許可を得なけれ
ばならない。

5 第1項及び第3項の申請を市外
の団体（その団体を構成する者の
うち、守谷市に在住する者の割合
が7割に満たない団体をいう。）
が行うときは、第2項中「2箇月
前」とあるのは「1箇月前」と、
第3項中「前年度の1月」とある

2号)を申請者に交付するものと
する。

4 市内の団体（その団体を構成す
る者のうち、守谷市に在住する者
の割合が7割以上を占める団体を
いう。）その他教育長が適当と認
める者であつて、公民館を定期的
に使用しようとする者は

_____, 定期使用計画書等を
提出し、教育長の許可を得ること
によつて、第1項の申請書の提出
を省略することができる。

5 第1項及び第2項の申請を市外
の団体（その団体を構成する者の
うち、守谷市に在住する者の割合
が7割に満たない団体をいう。）
が行うときは、第1項中「2箇月
前」とあるのは「1箇月前」と、
第2項中「前年度の1月」とある

定期申請の時期を「教育長が指定する
期間」と明記するもの。

項ずれによる改正。

のは「4月」と、「6箇月前」とあるのは「3箇月前」と読み替えるものとする。

(使用許可及び使用料)

第3条 教育長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、使用料の納入を確認した上で守谷市立公民館使用許可書兼領収書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 使用料の支払における手数料は申請者の負担とする。

(図書室の開室時間)

第4条 (略)

(使用料の免除)

第5条 (略)

(削除)

のは「4月」と、「6箇月前」とあるのは「3箇月前」と読み替えるものとする。

(新設)

(図書室の開室時間)

第3条 (略)

(使用料の免除)

第4条 (略)

(使用日等の変更等)

第5条 公民館の使用許可を受けた者は、当該許可に係る使用日等を変更し、若しくは使用を取り消し、又は条例第11条第3項の規定に基づき使用料の返還を受けようとする場合は、守谷市立公民館使用日等の変更・取消し及び使用料の返還申請書(様式第5号)を教

従前の第2条を予約と許可について分割し、使用料及び支払手数料の徴収について定めるもの。

【第3条及び第4条】

第3条を新設したことによる条ずれ。

従前の第5条を「使用日等の変更又は取消し」と「使用料の返還」に分割し第6条と第7条とするもの。
WEB予約システムでの申請者に対し、申請書の提出と許可書の発行の取り扱いを定めるもの。
使用料を納入した際に生じる手数料の返還に関して定めるもの。

育長に提出しなければならぬ。
2 教育長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、守谷市立公民館使用日等の変更・取消し及び使用料の返還決定通知書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

（新設）

（新設）

（使用日等の変更又は取消し）

第6条 公民館の使用許可を受けた者は、当該許可に係る使用日等を変更又は取消しようとするときは、委員会に申出て、教育長の許可を得なければならない。

2 前項の申出の受付期間は、第2条第2項の規定を準用する。

（使用料の返還）

第7条 条例第11条第3項ただし書の規定により、使用料の返還を求める者は、守谷市立公民館使用料返還申請書（様式第5号。以下「返還申請書」という。）を教育長に提出しなければならない。ただし、別に指定するシステムにより返還申請を行うときは、当該システムによる申請をもって返還申請書の提出があったものとみなす。

2 教育長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、返還することが適当と認められるときは、守谷市立公民館使用料返還決定通知書（様式第6号）により、当該返還申請者に通知するものとする。ただし、教育長が当該通知書の通知が不要と認めたときは、通知書の交付を省略することができ。

3 申請者は、第3条第2項の規定により負担した手数料は、請求することができない。

(遵守事項)
第8条 (略)
(報告)
第9条 (略)
(服務)
第10条 (略)
(職務の執行)
第11条 (略)
(読替え)

第12条 条例第4条第2項の規定により公民館の管理を指定管理者

(遵守事項)
第6条 (略)
(報告)
第7条 (略)
(服務)
第8条 (略)
(職務の執行)
第9条 (略)
(読替え)

第10条 条例第4条第2項の規定により公民館の管理を指定管理者

【第6条から第13条】
第7条及び第8条を新設したことによる条ずれ。

条ずれにより改正するもの。

に行わせる場合において、第2条第3条及び第5条から第7条中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第2条及び第6条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「公民館長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。 (補則) 第13条 (略) 様式第1号 (第2条関係) 別紙1 様式第2号 (第3条関係) 別紙3 様式第3号 (第5条関係) 別紙5 様式第4号 (第5条関係) 別紙7 様式第5号 (第7条関係) 別紙9 様式第6号 (第7条関係) 別紙11	に行わせる場合において、第2条第4条及び第5条中「教育長」とあるのは、「指定管理者」と、第7条 中「公民館長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。 (補則) 第11条 (略) 様式第1号 (第2条関係) 別紙2 様式第2号 (第2条関係) 別紙4 様式第3号 (第4条関係) 別紙6 様式第4号 (第4条関係) 別紙8 様式第5号 (第5条関係) 別紙10 様式第6号 (第5条関係) 別紙12
---	--

様式第 1 号 (第 2 条関係)

守谷市立公民館使用許可申請書

申 請 番 号					年 月 日	
様						
申 請 者 住 所						
氏名又は団体の名称						
代 表 者 氏 名						
電 話						
F A X						
使用責任者 住 所						
氏 名						
電 話						
F A X						
公民館の使用を、次のとおり申請します。						
催 事 区 分						
催 事 詳 細						
使 用 内 容						
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	使 用 目 的		基 本 料	
			営利/非営利	使用予定人数		
対 象 者					基本料合計	
入場料 (最高額)					加 算 額	
公 益 / 収 益					減 額	
					使 用 料	

様式第 2 号(第 3 条関係)

守谷市立公民館使用許可書兼領収書

申請番号		年 月 日			
申請者住所					
氏名又は団体の名称					
代表者氏名					
電 話					
F A X					
使用責任者	住	所			
氏 名					
電 話					
F A X					
印					
公民館の使用を、次のとおり許可します。					
催 事 区 分					
催 事 詳 細					
使 用 内 容					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	使 用 目 的		基 本 料
			営利/非営利	使用予定人数	
対 象 者				基本料合計	
入場料 (最高額)				加 算 額	
公 益 / 収 益				減 額	
				使 用 料	

領 収 済 日 付 印

様式第 3 号 (第 5 条関係)

守谷市立公民館使用料免除申請書

申 請 番 号			年	月	日
様 申 請 者 住 所 氏名又は団体の名称 代 表 者 氏 名 電 話 使用責任者 住 所 氏 名 電 話					
公民館の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	減 免 理 由	基 本 料	減 免 額 (減 免 率)
申請理由			基 本 料 合 計		
			減 免 額 合 計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

様式第 3 号(第 4 条関係)

決		裁

守谷市立公民館使用料免除申請書

申請日 年 月 日

宛て

団 体 名 _____

申請者住所 _____

氏 名 _____

TEL _____

次のとおり、公民館の使用料の免除を申請します。

守谷市立（ ）公民館

月日(曜日)	使用部屋名	使用時間帯	使用時間	1時間当たり 使用料	金 額
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
※免除申請額	金 円				
使用料の免除を受けようとする理由					

- (注) 1 ※印欄には記入しないでください。
2 事業計画書及び収支予算書を添付してください。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

守谷市立公民館使用料免除決定通知書

申 請 番 号		年 月 日			
申 請 者 住 所					
氏名又は団体の名称					
代 表 者 氏 名					
電 話					
使用責任者	住 所				
氏 名					
電 話					
印					
公民館の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	減 免 理 由	基 本 料	減 免 額 (減 免 率)
申請理由			基 本 料 合 計		
			減 免 額 合 計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

様式第 4 号(第 4 条関係)

守谷市立公民館使用料免除決定通知書

決定通知日 年 月 日

団 体 名 _____
 申請者住所 _____
 氏 名 _____

TEL _____

次のとおり，公民館の使用料を免除します。

印

守谷市立（ ）公民館

月日(曜日)	使用部屋名	使用時間帯	使用時間	1時間当たり 使用料	金 額
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
		: ~ :			
免除決定額	金 円				

様式第 5 号 (第 7 条関係)

守谷市立公民館使用料返還申請書

申 請 番 号					年	月	日		
様									
申 請 者 住 所									
氏名又は団体の名称									
代 表 者 氏 名									
電 話									
使用責任者 住 所									
氏 名									
電 話									
公民館の使用料の還付を申請します。									
使 用 年 月 日		使 用 時 間		使 用 部 屋		申 請 理 由		使 用 料	
返還申請理由									
使 用 許 可 年 月 日						返 還 申 請 額			

様式第 5 号(第 5 条関係)

決	裁

守谷市立公民館使用日等の変更・取消し及び使用料の返還申請書

申請日 年 月 日

宛て

団 体 名 _____
 申請者住所 _____ TEL _____
 氏 名 _____

公民館の使用日等の変更

次のとおり, _____ を申請します。

公民館の使用の取消し及び使用料の返還

守谷市立() 公民館

(変更)

許可番号 許可年月日(曜日)	使用部屋名	使用時間帯	変更使用日	使用部屋名	使用時間帯
NO _____ 月 日()		: ~ :	月 日()		: ~ :
NO _____ 月 日()		: ~ :	月 日()		: ~ :
NO _____ 月 日()		: ~ :	月 日()		: ~ :

(取消し・返還)

許可番号 使用年月日(曜日)	使用部屋名	使用時間帯	使用時間	1 時間当 り使用料	金額
NO _____ 月 日()		: ~ :	時間	円	円
NO _____ 月 日()		: ~ :	時間	円	円
NO _____ 月 日()		: ~ :	時間	円	円
※返還申請額	金 円				

※印欄には記入しないでください。

様式第 6 号 (第 7 条関係)

守谷市立公民館使用料返還決定通知書

申 請 番 号			年 月 日
申 請 者 住 所 氏名又は団体の名称 代 表 者 氏 名 電 話 住 所 氏 名 電 話			
印			
公民館の使用料の還付を次のとおり承認します。			
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使 用 部 屋	返 還 理 由
返還申請理由			
使 用 許 可 年 月 日		返 還 申 請 額	
返 還 額			
充 当 額			
返 金 額			

様式第 6 号(第 5 条関係)

決	裁

守谷市立公民館使用日等の変更・取消し及び使用料の返還決定通知書

決定通知日 年 月 日

団 体 名 _____
 申請者住所 _____
 氏 名 _____

TEL _____

公民館の使用日等の変更

次のとおり,

を決定します。

公民館の使用の取消し及び使用料の返還

守谷市立() 公民館

(変更)

許可番号 許可利用月日(曜日)	使用部屋名	利用時間帯	変更利用日	使用部屋名	利用時間帯
NO _____ 月 日()		: ~ :	月 日()		: ~ :
NO _____ 月 日()		: ~ :	月 日()		: ~ :
NO _____ 月 日()		: ~ :	月 日()		: ~ :

(取消し・返還)

許可番号 利用月日(曜日)	使用部屋名	利用時間帯	利用時間	1 時間当たり 利用料	金額
NO _____ 月 日()		: ~ :	時間	円	円
NO _____ 月 日()		: ~ :	時間	円	円
NO _____ 月 日()		: ~ :	時間	円	円
返還決定額	金 円				

議案第14号

守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する告示の改正について

守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する告示（令和4年守谷市教育委員会告示第4－2号）の一部を別紙とおり改正する。

令和5年2月24日 提出

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

令和5年2月 日原案 決

提案理由

本案は、小・中学校及び給食センターの職員の給食費について、令和4年10月から令和5年3月までの給食費を4,536円から4,804円に改定しましたが、学校給食センター運営委員会の答申を受け、令和5年4月以降についても引き続き改定後の金額とするものです。

議案	頁数
14号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する告示（令和4年守谷市教育委員会告示第4－2号）の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町田 香

附則を次のように改める。

この告示は、公示の日から施行し、令和4年10月分以降に係る給食費について適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案	頁数
14号	2

守谷市学校給食費取扱要綱新旧対照表

改正	現行
附 則 <u>この告示は、公示の日から施行し、令和4年10月分以降に係る給食費について適用する。</u>	附 則 <u>この告示は、公示の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年10月分に係る給食費から、令和5年3月分に係る給食費について適用する。</u>

令和5年1月13日

守谷市教育委員会
教育長 町田 香 様

学校給食センター運営委員会
委員長 永瀬 宗重



小・中学校及び給食センターの職員の給食費変更の継続について（答申）

令和4年12月2日付守教委発第627号で諮問のあった標記の件について、審議の結果、次のとおり答申する。

記

1. 答申 小・中学校及び給食センターの職員の給食費については、食材費等の物価の値上がりが続いていることから、令和5年4月以降についても引き続き4,804円とする。

議案	頁数
14号	4